

## 富山県自転車活用推進条例の一部改正(案)の概要

### 1. 改正趣旨

富山県自転車活用推進条例（平成31年3月15日富山県条例第1号）においては、現在、自転車保険への加入を努力義務としているが、全国的に加入の義務化が進んでいる。

このような状況を踏まえ、被害者の救済や加害者の経済的負担の軽減を図るため、現在、努力義務と定めている自転車損害賠償保険等への加入を義務とする等、富山県自転車活用推進条例について、所要の改正を行うもの。

### 2. 主な改正の内容

- 1 自転車損害賠償保険等への加入を「努力義務」から「義務」とするもの（第14条関係）
- 2 自転車損害賠償保険等への加入の確認について新設し、これを「努力義務」とするもの（新第15条第1項及び第3項関係）
  - (1) 自転車の小売を業とする者による自転車購入者に対する確認
  - (2) 事業者による通勤に自転車を利用する従業員に対する確認
- 3 自動車損害賠償保険等に関する情報提供を行う主体として、事業者（通勤に自転車を利用する従業員が自転車損害賠償保険等に加入していることを確認できないとき。）「自転車の貸付けを業とする者」及び「学校の長」を追加するもの（新第15条第2項、第4項及び第5項並びに新第16条第3項関係）
- 4 その他規定整備（目次、第13条、第15条、第16条、第17条及び第18条関係）

### 3. 今後のスケジュール

令和7年12月15日～令和8年1月12日 パブリックコメント実施

令和8年2月議会 条例改正案を上程

令和8年10月1日 条例施行（保険義務化）

※周知期間として、公布から施行まで一定期間（6箇月）を設定

## 主な改正の内容（まとめ）

国土交通省より標準条例が示されており、標準条例に準じた改正を予定。

対象	現行	改正後（※国交省標準条例に準じたもの）
自転車を利用する者	自転車損害賠償保険等の加入に努めるものとする	自転車を利用する者（未成年者を除く）は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。
未成年者を監護する保護者	—	監護する未成年者の自転車の利用に係る、自転車損害賠償責任保険等に加入しなければならない。
自転車貸付業者	自転車損害賠償保険等の加入に努めるものとする	貸付けの用に供する自転車の利用に係る、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。
	—	レンタサイクルの借受人に対し、レンタサイクルの利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。
業務において自転車を利用する事業者	自転車損害賠償保険等の加入に努めるものとする	業務において利用する自転車に係る、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。
自転車小売業者	自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入の必要性に関する啓発及び情報の提供に努めるものとする。	自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。 また、加入を確認できないときは、自転車損害賠償保険等の情報を提供するよう努めなければならない。
事業者	—	従業者のうち、通常の通勤方法として自転車を利用する者に対し、自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。 また、加入を確認できないときは、自転車損害賠償保険等の情報を提供するよう努めなければならない。
学校の長	—	自転車を利用する学生等並びにその保護者に対し、自転車損害賠償保険等の情報を提供するよう努めなければならない。
県	市町村、関係団体等と連携し、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。	（同左）